



人を、畑を、 私は知っている。

いま、あそこで、あの人が作っている。

私と生産者の距離、都市農業の魅力

食卓に並ぶ野菜。それは、どこで、誰が、どうやって作っているのでしょうか。私たちは、それらを普段気にすることなく、口にしています。

しかし、生産地が近い厚木では、それらを直売所や農地で直接見ることができます。

今日食べた野菜、そのルーツを探しに、出掛けてみてはいかがでしょうか。



- ①戸田の山口農園には、多くの野菜が並ぶ
- ②③無人直売所に新鮮な野菜を求めて早朝から訪れる
- ④⑤丁寧に袋詰めをする戸田の生産者、和田定通さん（65）
- ⑥来客と談笑をする七沢の高橋節子さん（77）

改選のお知らせ

農業委員および農地利用最適化推進委員は、10月16日で任期満了を迎えます。これに伴い、6月3日から28日まで、農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集を行いました。応募の状況については、市ホームページをご確認ください。

新たに任命または委嘱される委員については、広報あつぎ11月1日号（予定）および農委だより1月1日号で紹介いたします。

農地パトロール強化月間

7月と8月を農地パトロール強化月間とし、市内全域の農地を調査しています。

この調査結果を基に、農地の適正な利用や担い手の農地利用の集積・集約化の推進に活かしていきますので、ご理解・ご協力をお願いします。また、農地や農業に関するご相談がありましたら、お気軽に声をお掛けください。

農地の取得者は 適正管理を

農地法では、農地の所有者等の責務として、農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならぬとされています。そのため、相続等で農地を取得した方は、農地を管理する義務があります。

ご自身で耕作ができない場合は、放置せず、都市農業支援センター（☎221-5511）や県農地中間管理機構（☎045-651-1703）に相談してください。

野焼きをする際は ご注意ください

屋外焼却行為（野焼き）は「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」によって禁止されています。例外として、農業に関連する軽微な焼却は認められていますが、ビニールやゴム、紙、布などを焼却することはできません。また、近隣から苦情や相談があった場合には、制限の対象となることがあります。

そのため、屋外焼却を行う場合には、風向きや規模、時間帯など、周辺の生活環境に配慮するようにしましょう。

屋外焼却行為の規制の詳細については、市ホームページ（<https://www.city.atsugi.kanagawa.jp>）をご覧ください。

【問合せ】生活環境課 ☎225-2752

農業委員編集手記

農政副担当理事 三橋 澄夫

思いもかけず、農業委員の任命を受けて、はや3年。初めて職務として農地パトロールをした時、昔は美田だったであろうかなり広い谷あいの耕地に、今は草木が茂り、もはや農地に戻すことが困難になった場所を見た。耕作者の高齢化、後継者の減少、鳥獣害、農業基盤の整備など、さまざまな問題の縮図を見た思いがして、暗い気持ちになったものだった。

だが一方で、厚木市は22万人余の人口を抱える生鮮食品の消費地でもある。JAあつぎが運営する大型直売所「夢未市」における早朝の出荷時間帯では、人生の大先輩をはじめ、大勢の農業者が生き生きと作物を搬入している。個人のものも含め、市内に散在する多くの直売所で、同じような光景が見られることだろう。消費者が近い都市型農業の利点を生かし、さらなる努力と工夫で、厚木市の農業の先行きを明るくしたい。



③



④

- ①市内で初めてプロジェクトを活用し、借りた農地でカリフラワーを収穫した内海 則行さん（左）と推進委員の池谷栄一さん
- ②地図を基に話し合う南毛利地区の農業委員と推進委員
- ③貸し付けに向け、候補地の耕うんを行う
- ④JAあつぎの支所に掲示している農地地図



②



①

貸し借りをもっと身近に 農地情報みえる化プロジェクト



農地の貸し付けの希望は、市ホームページのほか、「全国農地ナビ」(<https://www.alis-ac.jp>)でも閲覧できます。

農地の貸し借りに関する相談は、都市農業支援センターへ。
厚木市水引2-9-2 JAあつぎ本所2階
☎221-5511 FAX224-8414

市内で初の実績を上げた相川地区は、2月に報告会を開催し、他

相川に続き 睦合・南毛利で始動

「空いている農地の情報を農業者の目に付くところに掲示できないか」。2018年8月24日に開催されたJAあつぎ、厚木市都市農業支援センターとの合同意見交換会で農地利用最適化推進委員から意見が飛び出しました。

18年の農地パトロールによるとこれまで遊休農地と判断されていた農地のうち、1・87畧が耕作を再開した一方で、5・95畧は草刈りなどの管理のみに留まりました。結果、管理のみで耕作ができていない農地の総面積は、39・90畧と、テニスコート約1530枚分にも上ります。

この問題について推進委員は「作付けをする体力のない農業者が増えてきている。管理だけでもできていくうちに新たな担い手に貸し出さなければ遊休農地化してしまふ」と危機感を持ちます。

これを解決すべく、農業委員、推進委員は即座に動き出しました。管理のみで作付けができていない農地の所有者に貸し付けの意向を聞き、それを地区の地図と一緒にJAあつぎの各支所に掲示をする「農地情報みえる化プロジェクト」を立ち上げました。

昨年12月には、相川地区が市内の先駆けとして、JAあつぎ相川支所に農地地図と農地情報の掲示を始めました。掲示後まもなく、地区の農業者の方から連絡があり、3件、2127平方畧の貸し付けにつながりました。相川地区の山崎健一推進委員は「管理されている農地は、貸し付けの意向が分かりづらい。これを見えるようにすることは、農地を探している人にとって非常に有効だ」と言います。

今すぐ借りられる農地を JAあつぎ各支所に掲示

地区にプロジェクトの情報を広めました。この報告を聞き、各地区の農業委員、推進委員は総力を挙げて取り組み始めます。

相川地区の報告を受け、いち早くスタートしたのは、睦合地区です。三田地区を担当する小澤隆推 進委員は、地区で耕作がされていない農地を見つけると、所有者を直接訪問し、貸し付けの意向を取り付けました。4月には、JAあつぎ睦合支所に、3筆、3140平方畧の農地が掲示され、6月に1筆、985平方畧の貸し付けにつながりました。睦合地区の鈴木好弘推進委員は「貸し手に趣旨を分かってもらえよう説明していくのは大変だ。貸した農地は戻ってこないという誤解は、解消していかなければいけない」と言っています。

これに続いたのは、南毛利地区です。市内で最も遊休農地が少ない同地区ですが、管理だけで耕作



相川地区でモデルケースとして実施



貸し借りを促進するため農地地図を作成する睦合地区の農業委員と推進委員



プロジェクトへの思いを語る堀池春夫会長

プロジェクトに懸ける思い

「私たちが農業委員と推進委員は、遊休農地の発生防止解消に向け、一丸となって取り組んできました。しかし、農業者の高齢化や担い手不足など、さまざまな課題に直面し、有効な手立てが打てず、農業者の意向も不明確なまま、推進委員から農家目線のこうしてアイデアが生まれ、これはやってみるだけの価値があるぞ」と思い、本プロジェクトを立ち上げました。

これまで、貸す方はどうやって希望を出しているのか、借りる方ほどの農地が空いているのか、分りませんが、これを農業者の皆さんに見えようという事で、遊休農地の発生防止につなげ、農地利用の最適化をいっそう推し進めていきます。

全国農業新聞

毎週金曜日発行

月700円（送料込）

お申し込みは 農業委員会事務局へ

2019年1月18日号で本事業が取り上げられました



くくりわなを設置する久保田さん

有害鳥獣を引寄せ、遊休農地や管理されなくなった果樹畑などを人里に下りさせないためには、農地の適正管理が必要です。

活動は小鮎、荻野及び七沢地区で行っており、年間約60頭を捕獲しています。中でも七沢森林公園では、年2回程度、シカやイノシシの捕獲作戦を実施し、この5年間で100頭を超える実績を挙げ

観察と経験で有害鳥獣を捕まえる

中心となったのは、鳥獣被害に関心を持っていた小鮎地区在住の久保田静さん(79)、松野正剛さん(76)、白井義正さん(76)。3人は、深刻な被害が出ている地区の状態を目の当たりにし「自分たちでわなを仕掛け、少しでも被害を抑えられないか」と考えました。

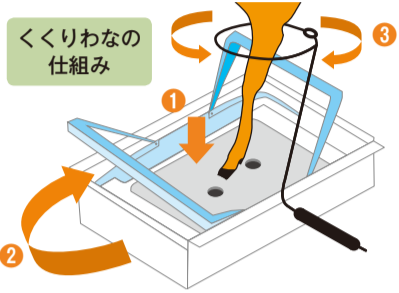
自ら立ち上がった人たち

豊かな自然環境に恵まれた小鮎地区では、その一方で、獣害防護柵をくぐり抜けたシカやイノシシなどの有害鳥獣による被害が問題となつていきます。そこで「自分たちの農地は、自分たちで守りたい」との思いから「厚木獣害対策わな設置協議会」を設立しました。



農地を自分の手で守る わな設置協議会の活動

2017年度野生鳥獣による農作物被害調査によると、本市の被害量は約2万4千トに上り、離農につながる深刻な問題となつていきます。



- 1 踏み板に体重がかかる
2 ガイドが上がり、ワイヤーが外れる
3 パネの力によりワイヤーが締まる

地域の農業を守りたい

「現在、約20人で活動していますが、その活動費は主に動物の捕獲数に応じて支払われる県の補助金で賄っています。しかし狩猟免許の更新費用やわななどの消耗品の経費を考えると運営は非常に苦しいです。それでも地域の農業者の方の喜ぶ顔や励ましの声をやりがい活動しています」と松野さんは言います。

あゆこ回ちゃんにきいてみよう!



2020年1/6から

農地転用、なにが変わるの?

あゆこ回ちゃん お兄さん、そんなに難しい顔してどうしたの?
お兄さん 来年から県の農地転用の基準が改正されるらしいんだけど、内容が難しくね。
あゆこ回ちゃん この第3種農地の要件の改正っていうのが知りたいんだ。
お兄さん この第3種農地の要件の改正っていうのが知りたいんだ。
あゆこ回ちゃん これまで県内では、原則転用が可能な第3種農地は、市街化区域等から



新規就農者紹介 佐藤孝之助さん(45)

昨年、就農した佐藤さんは、現在、小鮎地区で120㍎の農地を耕作しています。

就農までの経緯は

家庭菜園で野菜を育ててみたところ、農業の魅力を見だし、農家になりたいと考え始めました。あるとき、市内の飲食店で厚木産の野菜をほとんど使っていないことを知り、ビジネスチャンスを感じました。そこで、都市農業支援センターに紹介してもらった認定農業者の内海則行さん(64)の下で1年間研修をし、就農しました。

現在の作付けの状況は

ネギ、タマネギ、カボチャを主体に生産しています。ほかには、JAあつぎで行っているキャベツの共同出荷や耕作放棄地の対策事業にも参加しています。



加わっていて、大豆・麦も生産しています。しかし現在、貯蔵や出荷調整をする施設がないので、今後センターと相談しながら、場所を探していきます。
市内の飲食店に使ってもらえる野菜を作っていきたいです。そのニーズに応えられるよう多品目栽培を目指していきます。

これからの目標は



主な改正点

- 農家住宅の要件
第2種農地の要件
学校等に供する転用



甲種農地及び第1種農地の例外的許可要件である「住宅」の範囲について、農家住宅に限定する部分を削除する。併せて「農家住宅」を耕作の事業に供すべき農地の面積が法第3条第2項第5号に規定する面積(別段の面積含む)以上の世帯の居住の用に供するものとする定義規定を新たに設ける。



第2種農地の要件である「近接」の範囲を、市街化区域又は用途地域の定めがある区域から現行300m以内とし、同500m以内に緩和する。



所有権移転等があった農地を転用する場合に求める3年3作の運用規定について、国等が学校等の用に供する場合を適用除外項目に追加する。



第3種農地の要件である「連たんしている」に係る運用規定を、住宅、事業用施設又は公共施設の用地に囲まれていることと改める。

神奈川県ホームページ



http://www.pref.kanagawa.jp



詳しくは...

農業者年金基金

検索

手続きは、JAあつぎ本所、各支所または、農業委員会事務局へ

1 農業に従事されている方は誰でも加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く。)であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

家族一人ひとりの年金を! 今、女性の新規加入者が増えています

2 保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ(月額2万~6万7千円の間で千円単位)、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

3 税制面で大きな優遇措置があります

- 支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります(支払った保険料の15%~30%程度が節税)。
●農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益(保険料の運用益)は非課税です。
●将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が適用されます。(65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までの場合は、全額控除できます。)

つまり入口から出口まで税制上の優遇措置があります